

よこはま障害者共同受注総合センター事業の実施に関する覚書

よこはま障害者共同受注総合センター事業の登録に際し、「社会福祉法人横浜市社会福祉協議会」(以下、「甲」という。)と「(登録事業所名:〇〇〇〇〇〇〇)登録番号〇〇—〇〇〇」(以下、「乙」という。)は、以下のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 「甲」と「乙」は、お互いの信頼関係を基本とし、市内障害者事業所等での受注の拡大を推進することにより、地域における障害のある方々の社会参加の拡充と工賃の向上を図ることを目的とする。

(業務遂行と品質管理等)

第2条 「乙」は、「甲」の分配に基づき企業及び行政等から発注された業務について、品質管理と納期について責任をもって対応するものとする。「甲」は、「乙」が受けた受注業務の品質管理と納期に関して把握を行い、「乙」に対して契約履行のために必要な支援を行うものとする。

(損害賠償)

第3条 「乙」の責任に帰すべき損害が生じた場合は、「乙」はその責任を負うものとする。

(守秘義務)

第4条 「甲」は、「乙」に関して業務上で知りえた情報に関する守秘義務を負うものとする。
2 「乙」は、その職員はもとより利用者に対しても、業務上で知りえた情報に関する守秘義務を負わせるものとする。

(登録の取消)

第5条 次の各項のいずれかに該当するとき、「甲」は、「乙」の登録を取り消すことができる。
(1) 「乙」から「甲」に対し、登録解除の申し出があった場合
(2) 「乙」からの登録申込みについて、虚偽の記載があった場合
(3) 「乙」が「甲」に対し、故意で甚大な損害を与えた場合
(4) その他、「甲」及び横浜市、関係機関等で構成する連絡会が登録を適当でないと認めた場合

(協議事項)

第6条 その他、必要な事項は、その都度両者で協議をするものとする。

(覚書の証)

第7条 本覚書を証するため、2部作成し、各1部を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 所在地 横浜市中区桜木町1-1
横浜健康福祉総合センター9階
法人名 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
代表者職・氏名 会長 印

乙 所在地

法人名

代表者職・氏名

覚書